

ZENBUTSU

全仏



No.
518

仏暦2549年 5月
[2006年]



(世界遺産：ベトナム、ティエンムー寺 撮影=田村 仁氏)

CONTENTS

就任のご挨拶——会長 大道 晃仙・理事長 安原 晃・事務総長 池田 行信
報告——公益法人制度改革報告における日本宗教連盟の対応と課題
評議員会・理事会開催

不活動状態の法人の解消に向けて
曹洞宗における遺骨調査の取り組み
全日本仏教会財団創立50周年記念事業シンボルマーク決定

全日本仏教会ホームページの御案内

寺院(宗教法人)が備え付けなければならない書類帳簿の各種書式が、「全仏」ホームページより無償でダウンロードできます。是非御活用下さいませ。

本誌「全仏」のバックナンバー及び最新情報も閲覧できます。

<http://www.jbf.ne.jp/>



財団法人 全日本仏教会

Japan Buddhist Federation

世界仏教徒連盟(WFB)日本センター
Japan Regional Center of World Fellowship of Buddhists

就任のご挨拶

会長 大道 晃仙



今般、全日本仏教会の会長に就任いたしました曹洞宗管長大道晃仙でございます。

曹洞宗管長が全日本仏教会の会長に就任いたしますのは第十四期 秦慧玉 現下会長以来二十四年ぶりとなります。さて、諸行無常の世の中にあつて、「超情報化社会」といわれる現代社会のあわたたしさは驚くべき様相であります。

国際的にも、国内的にも私たちの理念『調和と共生』とは逆に『対立と排除』の連鎖に陥り、痛ましい事件が連続し誠に悲しみの極みであります。このような時代だからこそ、我々仏教者は社会に向けて、釈尊の教示せられた『慈悲』と『寛容』のこころを積極的に表明し、実践して行かねばなり

ません。

全日本仏教会も、今期より機構改革を計り、時代即応の活動を展開することとなりました。

又、財団創立五十周年記念事業として、第四十回全日本仏教徒会議、第二十四回WFB世界仏教徒会議日本大会等の大事業も計画されております。

世界の平和と人心の平安に寄与すべく日々精進して参る所存であります。加盟団体各位のご理解とお力添えをお願い申し上げます、会長就任の挨拶とさせていただきます。

理事長 安原 晃



このたび、計らずも第二十七期理事長の職を拝命することとなり、身の引き締まる思いであります。

現況、宗教界の置かれている立場は非常に厳しく、宗教に対する不信感が増大していることは、否めな事実であります。

現代に生きる人々は、不安と不満に

苛まれ、麻痺し、自らがその渦中に生きていることさえ気づかずにあります。

誰しもが、いのちの有り場を失い、救いを求めています。しかし、今、仏教界はその問いに答えられていないでしようか。いのちが見えなくなった現代、仏教界が果たすべき役割を、今こそ見直す契機であると強く感じております。

明年には、財団法人の設立五十周年の節目を迎えることでもあります。今まで仏教興隆を願い本会の発展にご尽力くださった、諸先達の意志を受け継ぎ、職務を精一杯務めてまいりたいと存じます。

当面する諸課題への取り組みを決意すると共に、会長をはじめ、皆様方のご協力、ご提言をお願い申し上げます、就任のご挨拶といたします。

事務総長 池田 行信



このたび、四月一日付けで財団法人全日本仏教会第二十七期事務総長を拝命いたしました池田行信でございます。

所属宗派は浄土真宗本願寺派。現在五十二歳であります。

今日、日本の伝統仏教界を取りまく状況には大変厳しいものがあります。信教の自由や同和問題への取り組み、さらには仏教文化の宣揚と世界平和への寄与等々、多くの重要な課題を抱えております。

また、二〇〇七年には財団創立五十周年を迎えます。

このような大変大切な時期に、事務総長という重責を担うにはまことに非力でございますが、皆様のご教示を賜り、微力ながら全力を尽くす所存でございます。

なにとぞよろしくご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。

◆今月の表紙について◆

【ベトナム ティエンムー寺】

十七世紀建立。七層八角形の塔がシンボル。各層には仏像が安置されており、塔の名前はトゥニャン（慈悲の意）といい幸福と天の恵みを意味している。

ティエンムー寺の僧侶が、戦争反対を唱え焼身自殺。反戦のシンボルとなった寺として知られる。

「世界文化遺産」

公益法人制度改革における

日本宗教連盟の対応と課題

前全日本仏教会事務総長・前日本宗教連盟事務局長 齋藤明聖

このたびの公益法人制度改革は、現

行非課税になっている社団法人・財団法人を、平成二十年度から課税対象の「一般社団法人」と「一般財団法人」とし、このうち第三者機関において厳格に非営利性や公益性が認められた法人については、「公益社団法人」「公益財団法人」として非課税とする、いわゆる二階建ての方式をとっている。中間法人もその対象になっており、これらは廃止し新制度に一本化する。

問題が発生したのは、『公益法人制度改革（新制度の概要）』の公益的事業の例示に宗教が抜けていることであった。認定法案第二条別表の二十項目にも入っていない。果たしてこれで現行民法第三十四条に公益の例示としてあげている「祭祀」「宗教」を設立根拠とする社団法人・財団法人が、「公益社団法人」「公益財団法人」として認定されることになるのか、危機感が走った。二月十日、緊急で日本宗教連盟幹事会を招集。直ちに内閣官房行政改革推進事務局公益法人制度改革推進室宛に『質問と要請』を送付し期限付きで回

答を求めた。

さらに調査を進めていくと、驚いたことに、国会質疑においても「宗教法人」が公益法人であることの法的根拠として位置づけられている民法第三十四条が削除されるという。

二月十六日、ようやく行政改革推進事務局の横田信孝参事官に面談することになり、この点につき問うと、文科省に確認すると回答した。これが最後まで省庁協議の課題として残っていくことになる。

認定法案第二条別表の公益目的事業の例示については、宗教法人に議論が及ぶことは避けたい、宗教に関連する文言が（公益社団法人・公益財団法人は厳しい監督下におかれるため「宗教」そのものは信教の自由の侵害になりかねない）なくても、どこかで読み取れるようにする。「公益社団法人」「公益財団法人」の門戸を狭めるものではないとの回答があった。しかし、それは宗教が公益の増進に寄与してきたことを甚だ軽視するものではないか、宗教に関連する「信教の自由の尊重及

び擁護」「宗教文化の振興」などの用語を盛り込むべきことを要求した。また残余財産の帰属先に「宗教法人」を加えるべきことを求めた。

二月二十四日、日本宗教連盟幹事会を開催。理事長名で『意見書』ならびに五項目に整理した「問題点」を松田隆利行政改革推進事務局長宛に送付した。

三月二日、「自由民主党行政改革推進本部公益法人委員会・法務部会・内閣部会合同委員会」がヒアリングを行うことになり、日本宗教連盟を代表して意見を述べることになった。二百五十部の資料をもって日本宗教連盟協賛団体の幹事と共に出席。この時に要点を簡潔にまとめた『主張』を作成した。多くの国会議員から日本宗教連盟の意見はもつともであるとの強い賛同の発言をいただいた。

同日午後五時三十分、横田信孝参事官から民法第三十四条については第十三条の二項に残るとの電話連絡が入った。しかし、その他の要請については無理だという。

直ちに『未解決の問題』という文書を作成。三月六日、最終取りまとめの合同委員会が開催される早朝から関係議員に電話をかけ、FAXを送った。

午後三時、密かに委員会開催会場に入ると、なんと別表の公益目的事業の例示のなかに「信教の自由の尊重及び

擁護」の文言が加えられていた。直前に加筆されたものだという。残余財産については、政令での協議になるが「懸念なきように」との増原義剛公益法人委員会主査の発言を得た。

閉会后、小泉顕雄参議院議員（浄土宗教伝寺住職）の秘書が握手を求めてきた。谷川秀善参議院議員（浄土真宗本願寺派萬徳寺前住職）にも特にお力添えをいただいたことを感謝の意をもって記しておく。

このたびの日本宗教連盟の対応には、協賛五団体の密接な連携と協力があつた。全日本仏教会が、理事長当番団体として責務を果たせたことに安堵を覚える。加盟団体の強力な支援、文化庁宗務課の必死の努力があつたことにも感謝を申し上げたい。

今後の課題

①秋には公益法人制度改革に関する税制が審議される。宗教法人にどのような影響があるのか細心の注意が必要だ。②宗教が公益であることの法的根拠は残された。あとは宗教が公益の増進にいかに関与しているか理論と具体的な例示が必要だろう。③機能していない社団法人・財団法人があれば、平成二十年の施行前の解散が望ましい。文化庁宗務課に相談されることをお勧めする。

評議員会・理事会開催

本会の評議員会・理事会が、三月二十八日、東京プリンスホテルにて開催された。最初に仏教徒の歌「ああ、このよろこび」を斉唱。里見達人理事長を導師に三帰依文を唱和した。

本評議員会・理事会においては、第二十七期の人事、平成十八年度の事業・予算などが慎重審議された。

評議員会

本会寄附行為第二十八条に基づき、田中利典師（金峯山修験本宗）が議長に選出され、長澤香静師（京都仏教会）・島田喜久氏（全日本仏教婦人連盟）が議事録署名人に選出された。

議案第一号「任期満了に伴う理事および監事選出の件」

田中議長より、理事・監事の任期満了に伴い、第二十七期理事・監事を選出する旨上程。

事務総局より「第二十七期理事・監事候補者(案)」が発表され、全会一致で原案通り承認される。（十頁参照）
議案第二号「第二十七期会長および副会長推戴の件」

田中議長より上程。櫻井総務部長よ

り、昨年十二月一日に開催された「会長・副会長推戴委員会（小林正道委員長・大谷博通副委員長）」より推戴候補者（案）が同日里見達人前理事長に答申され、十二月十三日に開催された第三回理事会において全会一致で推戴候補者が承認された旨の説明がされた。

大道晃仙会長（曹洞宗管長）及び佐藤令宜師（真言宗御室派管長）・寺町研山師（岐阜県仏教会会長）・扶間敬宗師（愛媛県仏教会会長）の三名の副会長が全会一致で推戴された。

議案第三号「寄附行為変更に伴う、諸細則について承認を求める件」

田中議長より上程。事務総局へ説明を求める。

櫻井総務部長より、「参与の選定に関する細則」・「情報公開に関する細則」について説明。原案通り承認された。

協議事項

一、平成十八年度事業計画（案）について意見を求める件

二、平成十八年度収支予算（案）について意見を求める件

三、平成十七年度補正予算（案）につ

いて意見を求める件

田中議長より一括上程される。

櫻井総務部長、宮川財務部長より詳細に説明され、全会一致で原案通り賛成の意が示された。

四、ルンビニ一園復興事業終結について意見を求める件

本間ルンビニ一委員会委員長ならびに壽山国際文化部長より、ルンビニ一委員会において合意を得た、ルンビニ一園復興事業の終結について、宮川財務部長より「特別会計ルンビニ一園復興計画補正予算（案）」について詳細に説明され、全会一致で賛成の意が示された。

理事会

本会寄附行為第二十五条に基づき、里見達人理事長（浄土宗）が議長に、大谷博通師（東京都仏教連合会）・加納博司師（岐阜県仏教会）が議事録署名人に選出された。

議案第一号「任期満了に伴う理事長および常務理事選出の件」

里見議長より、第二十七期の理事長を選出する旨、理事会へ上程。

全会一致で安原晃師（真宗大谷派）が第二十七期理事長に選出され、理事長交代に伴い、安原理事長が議長となる。安原議長より、第二十七期常務理事を選出する旨上程。

事務総局より「第二十七期常務理事（案）」が発表され、全会一致で原案通り承認された。（十頁参照）

議案第二号「寄附行為変更に伴う、諸細則について承認を求める件」

安原議長より上程。事務総局へ説明を求める。

櫻井総務部長より、「参与の選定に関する細則」・「情報公開に関する細則」について説明。原案通り承認された。議案第三号「第二十七期参与の選定について承認を求める件」

安原議長より上程。全会一致で原案通り承認された。（十頁参照）

議案第四号「第二十七期事務総局人事について承認を求める件」

安原議長より上程。全会一致で原案通り承認された。（十一頁参照）

議案第五号「平成十八年度事業計画（案）について承認を求める件」

議案第六号「平成十八年度収支予算（案）について承認を求める件」

議案第七号「平成十七年度補正予算(案) について承認を求める件」

安原議長より一括上程。評議員会での原案通り賛成の意見を受け全会一致で承認された。

議案第八号「ルンビニ一園復興事業終結について承認を求める件」

安原議長より上程。評議員会での賛成の意見を受け全会一致で承認された。

報告事項

一、保険業法改正における共済制度について

長谷川正浩顧問弁護士より、経過並びに、本件に関する取り組みの成果が報告された。

(『全仏』誌四月号四頁参照)

二、不活動法人の現況と今後について
文化庁宗務課より担当官が現況と危惧される点について報告された。

(八頁参照)

三、朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還問題について

関係諸官庁の担当官が挨拶と実地調査(案) について説明を行い、更なる協力の要請がされた。

四、公益法人(財団・社団) 制度改革の現況について

齋藤事務総長より、経過並びに、本件に関する取り組みの成果が報告され

た。(二頁参照)

五、各審議会・委員会委員と関係諸団体への派遣役員選任報告

櫻井総務部長より、任期満了に伴う各審議会・委員会委員と関係諸団体への派遣役員について報告がされた。

(次号で報告)

六、WFB世界仏教徒会議台湾大会について

壽山国際文化部長より四月十九日から二十三日の間開催されるWFB世界仏教徒会議台湾大会について報告。続いて奈良社会部長より大会に併せて行われる台湾の仏教事情を視察するツアー(四月十七日から四月二十一日)の報告がされた。

七、各部報告
社会部
時局問題の対応

一、政界への対応

二、宗教教育推進の要請

三、加盟団体の顧問弁護士との連絡
会開催

以上について奈良社会部長より報告された。

総務部

財団創立五十周年記念事業について
櫻井総務部長より本事業への、更なる協力の要請がされた。

「会長・副会長・理事長 退任慰労・就任祝賀懇親の宴」開催



挨拶する大道晃仙会長(曹洞宗管長)
左より五條順教前副会長(金峯山修験本宗管長)、安田暎胤前副会長(法相宗大本山薬師寺管主)、小松浄慎日蓮宗務総長(藤井日光前会長御名代)・右より安原晃理事長(真宗大谷派)、寺町研山副会長(岐阜県仏教会会長)

評議員会・理事会終了後、午後五時三十分より東京プリンスホテル「鳳凰」の間で「会長・副会長・理事長 退任慰労・就任祝賀 懇親の宴」が開催された。仏教徒の歌「ああ、このよろこび」を斉唱し、藤井日光前会長の挨拶を小松浄慎日蓮宗務総長が代読、大道晃仙会長の挨拶、新旧副会長が紹介され、安原晃理事長、里見達人前理事長の挨拶の後、日本赤十字社よりの感謝状が、五十嵐清日本赤十字社組織推進部長

から安原晃理事長へ贈呈された。続いて、来賓のマニラル・トリパティ駐日インド大使、山北宣久日本宗教連盟理事(日本キリスト教連合会顧問)が祝辞を述べられた後、寺町研山副会長の発声で乾杯を行い、組坂繁之部落解放同盟中央執行委員長の挨拶が続いた。また、安田暎胤前副会長、五條順教前副会長はじめ、関係諸団体や国会議員等、三百名を超える方が出席し、和やかな懇談が続いた。

*

伝統仏教界が持っている現状の“強み”と“弱み”を聞いた設問では、今日的課題が如実に表れているように思います。住職から見た“強み”（資産）では「歴史・伝統がある」（82%）「安心感がある」（68%）「信頼感がある」（63%）の3点が突出しています。

今日における、伝統仏教界の三大資産と言ってい良いでしょう。

それ以外では、比較的若年層（40代以下）の住職が、「文化的資産がある」（40代以下で、55%）「寺院スペースなど土地を保有している」（同、31%）「観光資源となっている」（同、30%）など、形のある資産を“強み”としている点が注目されます。

一方、“弱み”（問題点）では「葬式仏教イメージ」（67%）「国民の信仰心の喪失」（59%）「日常生活における仏教との接点の減少」（55%）「檀信徒の高齢化」（51%）「国民の宗教離れ」（50%）が上位を占めています。（図表-2）

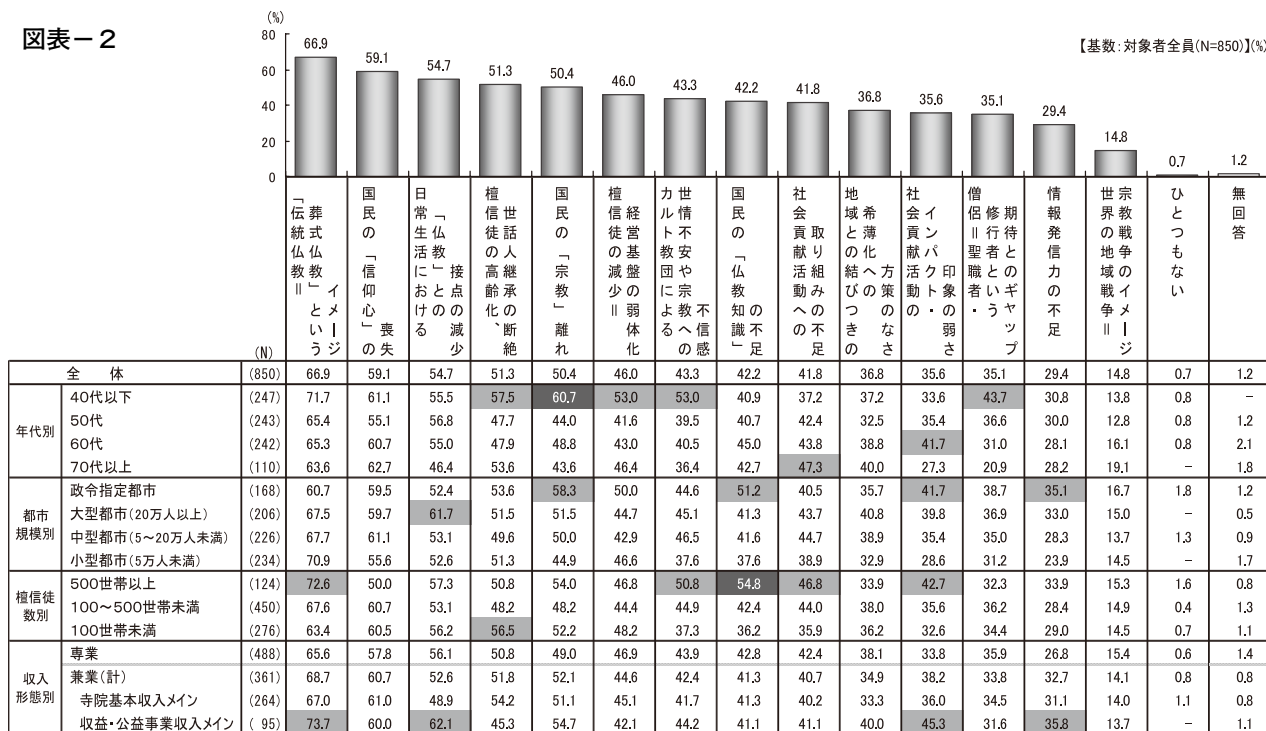
ここでも40代以下の住職の回答に、やや特徴があります。「檀信徒の高齢化」（40代以下で、58%）「国民の宗教離れ」（同、61%）「檀信徒の減少=経営基盤の弱体化」（同、53%）「カルト教団による世情不安や宗教への不信感」（同、53%）などが、平均よりも10%近く高い数値となっています。こうした問題への危機感の強さと読み取れます。

上記の“弱み”に対する問題意識のありようは、伝統仏教界や寺院（自坊）が抱えている問題点・改善点に関する大分量の「自由回答」の中に、より顕著に現れています。様々な意見を大括りにまとめますと、概ね次の7課題に集約されました。

社会との関係では、「少子高齢化・後継者問題」「国民の宗教・信仰離れ」「地域社会からの遊離」に関心が集中しています。一方、伝統仏教界内部の課題では「寺院運営基盤の弱体化」「僧侶の質、意識の低下」「教団運営の硬直化」を指摘する声が多数あがっています。また、「伝統仏教界としての情報発信の不足」も多くの回答者から指摘されています。

総じて、伝統仏教界が「歴史・伝統イメージ」に安座して、現実の諸課題が未解決のままにされていることへの危機感、それらを解決に移すための突破口が拓けないことへの焦燥感のようなものが、これらの回答から読み取れます。

図表-2



■ 『伝統仏教と地域社会の関係』 についてのアンケート結果報告 <第2回>

伝統仏教界として、もっと社会への働きかけを

報告： 澤 茂 樹

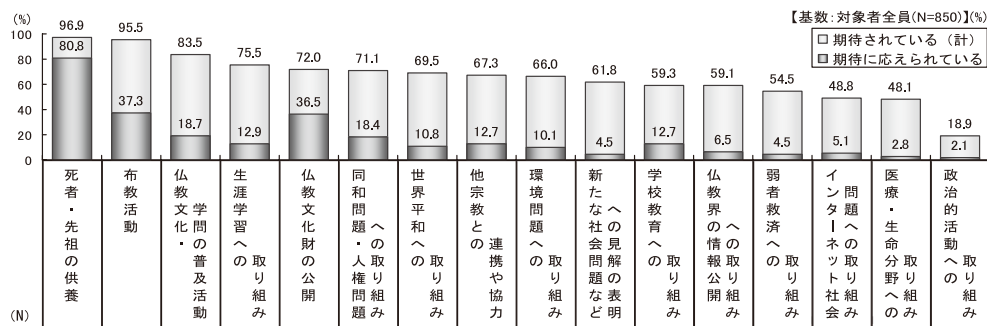
今回は、寺院住職の方々が、「伝統仏教界と社会の関係」をどのように見ているかを中心に報告します。前回報告したように、寺院（自坊）は地域から期待（76%）されているし、ある程度期待に応えられている（63%）と認識しています。対して、伝統仏教界全体は社会から期待されている（71%）にもかかわらず、それにええられていない（期待対応度27%）と考えられています。

もう少し詳しく見てみましょう。伝統仏教界が社会から最も期待され、かつ十分にええられていると考える活動は「死者・先祖の供養」（期待度97%、対応度81%）です。しかし、次の「布教活動」となると対応度の数値が下がってきます（期待度96%、対応度37%）。「仏教文化・学問の普及活動」（期待度84%、対応度13%）も十分な対応状況とはいえません。

中位には「同和問題・人権問題への取り組み」（期待度71%、対応度18%）「世界平和への取り組み」（期待度70%、対応度11%）「環境問題への取り組み」（期待度66%、対応度10%）などが続きます。この時代における、仏教徒としての社会的役割意識の強さが垣間見られます。なお、「政治的活動への取り組み」は期待度（19%）、期待対応度（2%）ともに、かなり低い位置にあります。（図表-1）

さらに、同じ項目で今後の重要度も聞いています。ここでは「布教活動」（重要度99%）が第一位になり、「死者・先祖の供養」（96%）「仏教文化・学問の普及」（94%）と続きます。上記の期待度評価と同様に、「世界平和への取り組み」（90%）「生涯学習への取り組み」（88%）「環境問題への取り組み」（88%）など、ここでも伝統仏教界としての社会テーマ、社会問題への関わり方が強く重視されている点は注目値します。

図表-1



不活動状態の法人の解消に向けて

文化庁文化政策課長 藤野 公之

我が国には、約十八万三千の宗教法人（うち約七万八千が仏教系）があり、ほとんどの法人においては、その目的に沿った活動が行われていると承知しております。しかし、法人の中には、実態として宗教活動が停止しているものも一部存在しており、その数は約五千弱ほどあるものと考えられます。

これら不活動状態の法人の存在によって様々な問題が生じる可能性もあります。皆様もマスコミ等において、不活動宗教法人が絡んだ問題行為等が時折報じられているをご存知のことと思います。

まじめに活動されている、ほとんどの宗教法人にとっては極めて迷惑なことだと思いますが、このようなことがたび重なりますと、当該法人や所轄庁が批判を受けるだけではなく、当該法人を包括する宗派、さらには宗教法人制度そのものに対する国民の信頼が損なわれる可能性もあると考えられます。また、公益法人制度改革が進む中、憲法の保障する信教の自由の上に築か

れた宗教法人制度を維持していくためにも、現行の制度が適正に機能し、適正に運用されていることを外に向かつて示していくことが重要であり、活動実態のない法人に法人格が付与されているような状態は、一刻も早く解消していくことが必要となっております。

このようなことから、文化庁においては、現在、不活動宗教法人対策を宗務行政の重要課題の一つと位置付け、各都道府県とともにその解消に向けて全国的・計画的な取組を進めているところであります。

しかし、実際、個々具体的な取組を行っていくに当たっては、所轄庁の取組だけでは円滑に進まないことも多く、どうしても宗教法人関係者のご尽力ご協力というものが不可欠となっております。

もとより、宗教法人法は、憲法が保障する信教の自由と政教分離の原則に配慮し、宗教法人の自由と自主性、責任と公共性の二つの要請を骨子として組み立てられた法律であり、各宗教法

人の自主的・自律的運営に委ねる面が多いことが特徴になっております。それが故に、宗教法人自らの責任はより重く、活動の公益性が問われ、管理運営の適正化についても主体的な取組が期待されております。

不活動状態の法人の解消についてもまずは当該法人の取組、次にはそれを包括する法人の取組が求められることとなります。すなわち、宗教法人法の趣旨からすれば、不活動状態の解消も宗教法人やその関係者の自主的・主体的な解決が中心となるべきものと考えられます。

一方で、不活動状態がある程度まで進みますと、宗教法人のみで主体的に取り組むことはもはや困難となり、所轄庁が関係者等と協力しながら取り組むことが必要になってまいります。

そのような際でも、各都道府県からは、当該法人の関係者のご協力とともに、包括法人のご協力が得られたことが、不活動状態の法人の解消を効果的に進めていくための大きな要素となつた、あるいはなつているとの話をしばしばお聞きいたします。

包括法人の取組や協力としては、例えば、規則に沿った対処が行えるように、役員の補充等を行って適正な手続のもとで活動を再開したり、他の法人と合併したりすることも考えられます。

また、解散命令で対応せざるを得ない場合でも、清算人の就任や残余財産の帰属において協力することなども考えられます。

さらに、今後、法人関係者や信者の高齢化、人口の減少などの社会状況の変化に伴って、不活動宗教法人がさらに増加していくことも懸念されております。このようなことから、不活動状態を解消するとともに、そのような状態に陥らないようにするという視点からの目配りや早い段階からの適切な対応といった取組も必要となってくるものと考えられます。

宗教法人の関係者の皆様には、これまで、各所轄庁に対して様々なご協力をいただいておりますが、不活動状態の法人を解消していくことの必要性・重要性について改めてご理解いただき、今後とも一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（二〇〇六年三月三十一日）

曹洞宗による遺骨調査の取り組み

曹洞宗の遺骨調査の理念と原則

曹洞宗では教団の戦争責任、とくにアジア太平洋地域への植民地布教に対する反省の声明文を、一九九二年に宗務総長の「懺謝文(さんじゃもん)」として発表しています。特に私どもの教団は韓国併合以前から植民地時代を通して日本仏教界では二番目の人員と規模で朝鮮の植民地政策および皇民化政策に協力してきた重い過去があります。私たちはこの「懺謝文」の基本精神をより具体化するために、本宗の人権擁護、平和尊重へ向けての宗教者としての責務から、事象・問題の調査発掘にもとづいて主体的に真相究明を行いたいと考えています。身元が判明した遺骨については、日韓両政府および関係団体とも連携のうえで、最大限の敬意と懺悔の気持ちをもって、宗教者の最も重んずべき人格・生命の象徴としてこれを尊重して、ご遺族の意向に従って遺骨の奉還に積極的に協力させていただきたいと願っております。

このたび調査の主な対象は、一九三一年(昭和六)年以降一九五五(昭和三十)年頃までに死亡した韓国・朝鮮(旧日本植民地「朝鮮」)出身者ですが、他の東アジア出身者の事例(中国・台湾)も含めて調査対象としております。本宗の遺骨調査事業の正式名称を「東アジア出身の強制徴用者等の遺骨の所在および関連情報についての調査」と呼んでいます。

遺骨調査の現況

曹洞宗は二〇〇五年十一月二十二日付で、政府発表の「事業所在地一覧表」にもとづいて強制徴用事業所があった市町村に該当する本宗一四一〇寺院へ直接調査票を送付し、全国寺院に対しては、本宗の機関誌「曹洞宗報」十二月号に「歴史の真実に耳をすまし あなたの手で遺骨の送還を！」の記事を掲載して強制徴用者の遺骨調査を開始しました。調査票の回収状況であります。本年三月集計分では約一九〇票(重複回答・無効回答も含む)

の返送がありました。また、当初われわれが依拠いたしました政府の「事業所在地一覧表」には二〇県分のデータ脱落が判明しました。この脱落分約一二三七件については三月二十七日から追加調査を開始しました。これらの予備調査をもとにして、何らかの事象が確認された寺院については、来年度から現地での実地調査に進んで、真相解明と遺骨奉還に向けての具体的取り組みに着手いたします。

さまざまな障壁と課題

曹洞宗は「東アジアの強制徴用者等の遺骨調査」事業と遺骨奉還の取り組み成果について楽観しておりません。戦後六十年を経過し、当時の資料や関係者の記憶が失われたり希薄になる中での取り組みです。さらに、東アジア諸国とりわけ大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との厳しい外交状況の中で、はたしてどれだけの遺骨を遺族の元に奉還できるかは予断を許しません。それに加えて、イデオロギーや民族主義などによる政治的な離断も障壁として大きく立ちほだかっています。

勇気とまごころのバトンリレー

私どもはさまざまな障壁を過小評価

していません。しかし、それらの障壁は物理的な壁ではなく、人間や集団が作り上げて来た心の壁であることもまた事実です。

日韓両政府の合意というスタートの号砲によって本格的に始まった遺骨調査と奉還の取り組みは、それにかかわる寺院・住職や地方自治体・政府と市民団体との善意のリレーのひとつを欠いても、遺族のもとに犠牲者の情報とともに遺骨を奉還できません。私どもは、勇気とまごころのバトンリレーによって、偏狭なイデオロギーやナシヨナリズムを乗り越えた人類共通の「まごころ」の共有を実現したいと念願するものです。

(文責・曹洞宗人権擁護推進本部)

全日本仏教会の動き

三月二十七日午後三時より、第二回「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還問題」に関する連絡協議会が開催されました。

当日は、関係諸官庁より六名の事務官が出席し、「実地調査(案)」についての説明を行い、更なる協力の要請がされました。

今後、協議会等の場を設け、相互の連絡を取り合いながら、本問題のよりよい解決を目指してまいります。

役員一覽

会長

大道 晃仙 曹洞宗管長

副会長

佐藤 令宜 真言宗御室派管長

寺町 研山 岐阜県仏教会会長

挟間 敬宗 愛媛県仏教会会長

理事長

安原 晃 真宗大谷派

常務理事

有田 恵宗 曹洞宗

不二川 公勝 浄土真宗本願寺派

長久寺 徳瑞 真宗大谷派

小林 正道 浄土宗

小松 浄慎 日蓮宗

服部 融宣 高野山真言宗

細川 景一 臨済宗妙心寺派

濱中 光礼 天台宗

島 秀隆 真言宗智山派

浅井 侃雄 真言宗豊山派

理事

岡野 正純 孝道教団

森田 俊朗 和宗

守山 雄順 聖観音宗

仲田 順和 真言宗醍醐派

山内 教嶺 北海道仏教会連盟

酒井 文雄 埼玉県佛教会

大谷 博通 東京都仏教連合会

横山 敏明 神奈川県仏教会

加納 博司 岐阜県仏教会

近藤 真道 愛知県仏教会

増田 貞圓 大阪府仏教会

坂本 観泰 全日本仏教青年会

前田 弘道 学識経験者

松濤 専學 学識経験者

監事

桶屋 良祐 念法眞教

柴田 尚明 静岡県仏教会

坂本 観晃 東京ブレイストクラブ

評議員

葦原 正憲 曹洞宗

武田 昭英 浄土真宗本願寺派

関崎 幸孝 真宗大谷派

入西 勝彦 浄土宗

伊東 隆司 日蓮宗

富家 海信 高野山真言宗

松山 英照 臨済宗妙心寺派

小林 祖承 天台宗

高井 隆成 真言宗智山派

菅野 秀浩 真言宗豊山派

中井 龍照 真言宗御室派

柴田 康英 西山浄土宗

赤松 達明 黄檗宗

松浦 浩道 臨済宗南禅寺派

西村 冢紹 天台眞盛宗

高井 正俊 臨済宗建長寺派

大谷 義博 真宗仏光寺派

鬼頭 誠英 浄土宗西山禅林寺派

坂口 博翁 真言宗大覚寺派

山田 隆章 融通念佛宗

岡本 誠教 本門佛立宗

三浦 碩運 真言宗善通寺派

竹内 正道 臨済宗円覚寺派

田中 利典 法華宗眞門流

北河原 公敬 金峯山修験本宗

今井 浄圓 華嚴宗

鈴木 張広 福島県仏教会

寺内 泰俊 茨城県仏教会

塚田 宗雄 栃木県仏教会

若槻 繁隆 群馬県仏教連合会

春日 浩三 新潟県仏教会

山口 祐哉 長野県仏教会

田中 始更 滋賀県仏教会

長澤 香静 京都仏教会

貴田 善澄 京都府仏教連合会

太田 智徳 兵庫県仏教会
和歌山県仏教会

橋本 明禪 岡山県仏教会

三浦 章爾 愛媛県仏教会

一月 正人 長崎仏教連合会

島田 喜久 全日本仏教婦人連盟

逸見 道郎 国際仏教興隆協会

高山 久照 日本仏教保育協会

沼田 智秀 仏教情報センター

鈴木 永城 仏教情報センター

参与 東條 仁哲 真言宗犬鳴派

青木 謙整 臨済宗東福寺派

畔柳 正顕 浄土宗西山深草派

吉川 恵教 真宗木辺派

座間 光覚 天台寺門宗

田邊 圓祥 法華宗陣門流

佐分 宗順 臨済宗相国寺派

佐伯 龍幸 真言律宗

湯浅 高明 真言宗泉涌寺派

村上 太胤 法相宗

岡田 康秀 真言三宝宗

大井 亮 青森県仏教会

内藤 睦雄 山梨県仏教会

萩岡 裕明 徳島県仏教会

高谷 文嶺 香川県仏教会

海老塚 和秀 高知県仏教会

弘中 誠之 宮崎県仏教連合会

名幸 俊海 沖縄県仏教会

中山 静磨 日本仏教鑽仰会

事務総局録事

三月(十一～三十一日)

十三日▼「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還問題」に関して、諸官庁来局

十四日▼公益法人制度改革に関する協議会開催

十五日▼記者懇談会(於京都)

十五日▼仏教文化賞贈呈式(仏教伝道協会)出席

十六日▼宗教教育推進のため、自由民主党・大島理森議員へ要請

十七日▼事務総局局内会議

二十二日▼部落解放同盟中央本部と懇談

二十三日▼仏教NGOネットワーク企画委員会出席

文化庁協力者会議出席

法律相談室

事務総局局内会議

第二回「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還問題」に関する連絡協議会開催

二十八日▼評議員会・理事会開催

▼「会長・副会長・理事長
退任慰労・就任祝賀懇親

の宴」開催

三十日▼上杉聰 日本戦争責任資料センター事務局長来局

四月(一～十日)

三日▼事務総局局内会議

▼インド大使館「桜のパーティー」出席

▼日韓・韓日仏教文化交流協議会表敬訪問

四日▼WFB台湾大会ツアー説明会

七日▼LDT副委員長来局

九日▼国際花まつり参列

十日▼「同宗連」総会出席

訂正

前号(五一七号)七頁・「春季慰霊法要」欄、四行目において、高田宮妃殿下ご臨席、と掲載致しましたが、三笠宮殿下の誤りでした。

謹んで訂正させて頂きますと共に、不手際によりご迷惑をおかけしましたこと、関係各位に心よりお詫び申し上げます。

第二十七期事務総局員一覧

事務総長

池田行信

浄土真宗本願寺派

総務部長

宮川宏生

浄土真宗本願寺派

総務部次長

入西智彦

浄土宗

総務部主事

江島聖美

財務部長

飯島尚之

曹洞宗

財務部主事

江澤みゆき

社会人権部長

奈良慈徹

日蓮宗

社会人権部次長(社会担当)

加久保範祐

真言宗智山派

社会人権部次長(人権担当)

白井雄仁

真言宗豊山派

広報文化部長

江口智流

真宗大谷派

広報文化部次長

西野良嘉

天台宗

国際部長

壽山良光

高野山真言宗

国際部次長

北折真一

臨濟宗妙心寺派

哀悼

来馬規雄師(本会元常務理事)

三月十九日遷化 七十二歳

大本山永平寺顧問

大竹明彦師(本会元常務理事)

三月三十一日遷化 七十一歳

曹洞宗前事務総長

救援基金寄付者御芳名

[寄付者] (2月15日～3月31日)
高野山真言宗、願心寺(宮崎)
合計 1,113,269円 (順不同・敬称略)

全日本仏教会財団創立50周年 記念事業特別協賛金寄付者御芳名

[寄付者] (1月11日～3月31日)
保田清(東京)、慈眼寺(東京)
合計 1,100,000円 (順不同・敬称略)
ご支援誠にありがとうございました。

無料法律相談室

長谷川正浩顧問弁護士による、無料法律相談を毎月第二、第四木曜日の午後開催しております。本会事務総局03(3437)9275へ事前予約の上おいで下さい。

全日本仏教会財団創立50周年記念事業 シンボルマーク決定



おかげさま。
地域の縁・アジアの縁

<http://www.jbf.ne.jp/>

発行人
池田行信

発行所
財団法人 全日本仏教会
〒105-0011 東京都港区芝公園四丁目七番四

電話
FAX
三(三四三七)九二七五
三(三四三七)三二六〇

URL:<http://www.jbf.ne.jp/>